

ケミトックス環境ニュース (Vol. 49)

2017年6月16日
株式会社ケミトックス
住田智希
河戸淳仁

施行された EU の RoHS 指令のその後

「RoHS 指令の除外規定」の見直しの経緯(No.43)

WEEE 指令から分離独立して施行された RoHS 指令は、有害物質の使用を制限する EU の指令です。初期の RoHS 指令 (RoHS1:2002/95/EC) では 6 物質 (鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE) に対して、2006 年 7 月 1 日から使用制限を適用しました。

EU の RoHS 指令の特徴として、技術的に代替が困難である製品には、指定された有害物質を継続して使用ができるように「除外扱いの規定」を設けています。例えば、鉛を含む高温はんだは EU の RoHS 指令では「除外扱いの規定」の適合対象となります。

つまり、EU の RoHS 指令では、有害物質の使用を完全に制限している訳ではないということです。この「除外扱いの規定」が、EU 域外の他の国で運用されている同様の有害物質規制に対しても同様に適用されると判断することは誤りとなる可能性がありますので、注意が必要です。

例えば、中国版 RoHS 指令には除外規定がなく、有害物質を含有していても、ラベル表示すれば販売できる仕組みになっており、国によって微妙に運用が異なっています。即ち、EU の RoHS 指令に適合しているからと言って、中国版 RoHS 指令に適合しているとは、必ずしも言えません。

「EU の RoHS 指令に適合している」という事実だけで有害物質が非含有と判断すると、中国版 RoHS の場合には、思わぬ問題になる場合があります。その適合が、「除外扱いの規定」の上での適合であるかどうかには注意する必要があります。「除外扱いの規定」の上での適合であるにも拘わらず、中国版 RoHS 指令の非含有マークを添付すると、表示違反として摘発の対象となります。

誤ったラベル表示をして摘発された企業が過去にありますので、注意が必要です。この場合には、含有マークを添付するのが正しい対応となります。表 1 にその関係を参考に示します。

表1 6 物質含有の場合のラベル表示の表示方式の違い

適用規制	6 物質非含有	6 物質含有
EU RoHS 指令	使用可能 CE マーク 	除外規定の対象ならば使用が可能 CE マーク 
	使用可能 非含有マーク 	使用可能 含有マーク   *

*環境保護使用期限の数値を右の丸の中に記入する(含有マークで左は 10 年間の例を記述)

以上のように、RoHS 指令 (RoHS1:2002/95/EC) では、技術的に 6 物質の代替ができない場

合に限り、その使用を認めるため、例外的に適用除外項目を規定しています。その使用も期限を定められており、その期限が来ると除外は外され、規制の対象となり、使用できなくなります。

RoHS 指令(RoHS1:2002/95/EC)では、全カテゴリー共通の項目が附属書Ⅲに規定されていましたが、2013年1月3日から運用された改正 RoHS (RoHS2:2011/65/EU)からは、全カテゴリー共通の適用除外項目は附属書Ⅲで、また新たに追加された医療用機器(カテゴリー8)、監視・制御機器(カテゴリー9)の適用除外項目は附属書Ⅳで、それぞれ2つに分けて規定することになりました。

除外扱いになっていて、技術的に代替がなお困難であれば、継続して使用ができるように除外適用申請をしなければなりません。2016年7月21日に期限を迎えるために、除外申請の締切期限は2015年1月21日でした。欧州委員会は、この見直しの検討の委託先をドイツの Oko-Institute e.V.に決定しました。その経緯の概要を示すと表2のようになります。

表2 RoHS 指令の除外規定項目の見直しの経緯

日 時	内 容
2015年1月21日	除外継続申請の締切
2015年1月21日以降	Oko-Institute e.V.でコンサルテーションを実施
2016年2月2日	Oko-Institute e.V.が見直し案のパック7を公表し、4種類の除外項目について言及
2016年6月27日	Oko-Institute e.V.が見直し案のパック9を公表し、29種類の除外項目について言及
2016年7月21日	除外項目の見直し期限

Oko-Institute e.V.は除外申請を受け、コンサルテーションを実施した結果、見直し時期と提案内容は、以下のようになりました。

2015年9月末までに結論を出す予定が遅れて、第1次として2016年2月2日(報告書の日付は1月21日)にパック7として4種類が、第2次として2016年6月27日(報告書の日付は6月7日)にパック9として29種類についての報告書が公表され、Oko-Institute e.V.での検討は、事実上、適用除外に関する調査は全て終了しました。

今回の改訂の特徴は、従来と比較して適用除外用途が製品カテゴリーによって細分化されたことです。

見直し時期も改訂され、今後は、カテゴリー1~7及びカテゴリー10についての有効期限は最長で5年、最短のものは3年に設定されました。カテゴリー8及びカテゴリー9については最長有効期限が7年に設定されました。

以上、報告書の勧告を受けて欧州委員会が改正案を作成し、附属書Ⅲの改訂手続きに進みません。

欧州委員会の正式な承認を受けて附属書Ⅲが改訂され、正式に決定された場合には見直された内容はEU官報により告示されることになっています。これも欧州関係者の話しでは、近日中に告示されるとの情報を得ています。

Oko-Institute e.V.

- ドイツのフライブルクに本社を構える非営利民間部門の環境関係の研究所で、今回の RoHS 指令の除外項目の見直しに関して、EU の欧州委員会から調査の委託を受けてコンサルテーションを実施。
- 使用制限物質の候補物質とその優先順位として、10 物質を選択したのも、この Oko-Institute e.V.が実施。
<https://www.oeko.de/>
- 欧州委員会は、Oko-Institute e.V. (ドイツ)、IZM (ドイツ)、ERA (英国)等に環境関係で調査や提案などに委託している例があります。